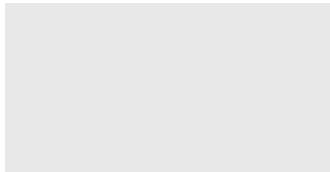


書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します



皇室と日本

敗戦後皇室論議の要諦

SAMPLE

津田左右吉

S¹ hi-Shinsui.com

書肆心水

目
次

I

日本の国家形成の過程と皇室の恒久性に関する思想の由来

日本の皇室 45

皇室の問題 66

皇室に関する思想について 133

II

元号の問題 163

教育に関する勅語について 187

「建国記念の日」を設けたい 197

未来の日本は過去の日本から作られる 211

八月十五日のおもいで 221

『菊と刀』のくに——外国人の日本観について 197

神代史のカミについて 260

天皇考 272

(附録) 回顧二千年 290

初出一覧 318

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

皇室と日本

敗戦後皇室論議の要諦

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

凡例

- 一、底本には岩波書店版津田左右吉全集を使用した。
- 一、初出等については巻末にまとめて記した。
- 一、新漢字標準字体、新仮名遣いで表記した。
- 一、踊り字は「々」のみを使用した。
- 一、「ジャアナリズム」「ヨウロッパ」のような片仮名語は長音符「ー」を使用する現今一般的な表記に置き換えた。
- 一、「其の」「此の」「之（これ）」は平仮名に置き換えた。
- 一、読み仮名ルビを多少附加した。
- 一、「」と＊の註記は本書刊行所によるものである。

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

I

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

日本の国家形成の過程と皇室の恒久性に関する思想の由来

今、世間で要求せられていることは、これまでの歴史がまちがっているから、それを改めて真の歴史を書かねばならぬ、というのであるが、こういう場合、歴史がまちがっているということには二つの意義があるらしい。

一つは、これまで歴史的事実を記述したものと考えられていた古書が実はそうでない、ということであつて、例えば古事記や日本書紀は上代の歴史的事実を記述したものではない、というのがそれである。これは史料と歴史との区別をしないからのことであつて、記紀は上代史の史料ではあるが上代史ではないから、それに事実でないことが記されていても、歴史がまちがっているということはできぬ。史料は真偽混雜しているのが常であるから、その偽なる部分をすべて眞なる部分をとって歴史の資料とすべきであり、また史料の多くは多方面をもつ国民生活のその全方面に関する記述を具えているものではなく、或るいちに一二の方面に関することが記されているのみであるから、どの方面的資料をそれに求むべきかを、史料そのものについて吟味しなければならぬ。史料には批判を要するというのはこのことである。例えば記紀に於いて、外觀上、歴史的事実の記録であるが如き記事に於いても、こまかに考えると事実とは考えられぬものが少くないから、そ

ここでその真偽の判別を要するし、また神代の物語などの如く、一見して事実の記録と考えられぬものは、それが何ごとについての史料であるかを見定めねばならぬ。物語に語られていること、即ちそこにはたらいている人物の言動などは、事実ではないが、物語の作られたことは事実であると共に、物語によって表現せられている思想もまた事実として存在したものであるから、それは外面向的の歴史的事件に関する史料ではないが、文艺史思想史の貴重なる史料である。こういう史料を史料の性質に従つて正しく用いることによつて、歴史は構成せられる。史料と歴史とのこの区別は、史学の研究者に於いては何人も知つてゐることであるが、世間では深くそのことを考えず、記紀の如き史料をそのまま歴史だと思っているために、上にいったようなことがいわれるのであらう。

いま一つは、歴史家の書いた歴史が、上にいった史料の批判を行わず、又はそれを誤り、そのためには眞偽の弁別がまちがつたり、史料の性質を理解しなかつたり、或はまた何等かの偏見によつてことさらに事実を曲げたり、恣^{ほじ}な解釈^{ほじまき}を加えたりして、その結果、虚偽の歴史が書かれていることをいうのである。

さてこの二つの意義の何れにおいても、これまで一般に日本の上代史といわれているものは、まちがつてゐる、といい得られる。然らば眞の上代史はどんなものかというと、それはまだでき上がりっていない。という意味は、何人にも承認せられてゐるような歴史が構成せられていない、ということである。上にいった史料批判が歴史家によつて一樣でなく、従つて歴史の資料が一定していない、ということがその一つの理由である。従つて次に述べるところは、わたくしの私案に過ぎないということを、読者はあらかじめ知つておかねたい。ただわたくしとしては、これを学界ならびに一般世間に提供するだけの自信はもつてゐる。

— 上代における国家統一の情勢 —

日本の国家は日本民族と称せられる一つの民族によつて形づくられた。この日本民族は近いところにその親縁のある民族をもたぬ。大陸に於けるシナ民族とは、固より人種が違う。朝鮮、満洲、蒙古、方面の諸民族とも違うので、このことは体質からも、言語からも、また生活のしかたからも、知り得られよう。ただ半島の南端の韓民族のうちには、或は日本民族と混血したものがいくらかあるのではないか、と推測せられる。また洋上では、琉球（の大部分）に同じ民族の分派が占居していたであろうが、台湾及びそれより南方の方の島々の民族とは同じでない。本土の東北部に全く人種の違うアイヌ（蝦夷）のいたことは、いうまでもない。近いところを見てもこうであるが、遠いところではなおさらである。

こういう日本民族の原住地も、移住して来た道すじも、またその時期も、今まで研究せられたところでは、全くわからぬ。生活の状態や様式やから見ると、原住地は南方であつたらしく、大陸の北部でなかつたことは推測せられるが、その土地は知りがたく、来住の道すじも、世間でよく臆測せられているように海路であつたには限らぬ。時期はただ遠い昔であつたといい得るのみである。原住地なり来住の途上なり、またはこの島に来た時からなりに於いて、種々の異民族をいくらかずつ包容し、またはそれらと混血したことがあつたろうが、民族としての統一を失うほどなことではなく、遠い昔から一つの民族として生活して来たので、多くの民族の混和によつて日本民族が形づくられたのではない。この島に来た時に、民族の違うどれだけかの原住民がいたではあろうが、それが、一つもしくは幾つかの民族的勢力として、後までも長く残つて

日本の皇室

近ごろのジャーナリズムの上に現われる我が国の皇室または天皇についての言議を見ると、昔から天皇は国民に対する政治的権力者であられたように、いいかえると天皇は権力をもつて国民に臨まれたようになります。そうしてそこに天皇の地位の本質があり、天皇と国民とは政治的権力において対立の関係にあったものと如く思っているらしく、解せられるものが少なくない。しかしこれは、わたくしにいわせると、根本的に誤った見解であるので、そのことについては、これまでもいろいろの論著において言及したこともあるが、ここでは少しく別の方面からそれを考えてみることにする。

明治の憲法には、天皇が統治権をもつていられることが明記してある。「総攬し」という文字が用いてあるが、これはそれについての天皇のはたらきの面をいったものらしく、前文に「國家統治の大権」を祖宗に受け子孫に伝えると書いてあることに対照して見ると、統治権は天皇の有つていられるものとしてあることが知られる。この統治権が普通に主権といわれているものと同じ意義に用いられているかどうかは問題であるが、それはともかくもとして、ことさらに統治という語を用いたのは、国民が昔から天皇を天皇として戴いて来たことを、天皇が国民を統治せられるという語で表現したものと解せられる。しかしそれを「権」と

いたのは、ヨーロッパの法制上の概念を適用したからのことであろう。ところが憲法にはまた、普通に大権事項といわれていた天皇のいろいろの権能が定められていた。「権」という語の法制上の意義は、法学の知識をもたぬわたくしにはよくわからぬが、大権事項という場合は、常識的には、憲法によって定められた権能の義と解せられ、そうしてその権能というのは、他の（天皇のについていうと例えば議会の）権能に對してそれそれに一定の限界をもつものとして考えられているようと思われる。しかし統治権というような場合はそれとは違つて、政治の全体に関するものであるのみならず、憲法の定められない前にはそれを定める権をも含むものであり、そうしてそれには権力が伴うものとして考えられているようである。勿論、憲法が定められた後には、統治権にも、それを行わるには憲法の条規によるという制限がついているが、統治権の本質としてはこう考えられる。（大権事項というのはまぎらわしいことばである。こういわれたいいろいろの権能は、統治の大権から派生したものとして考えられているではあるが、統治の大権そのものではあるまい。）

さて天皇が国民（臣民）に対する統治権をもたれるということは、統治者たる天皇と被統治者たる国民とが対立の地位にあることを示すものであるが、その対立は上にいった権力の関係においてである。また大権事項といるのは議会の関与することのできないものとせられている点において、天皇の権力が政治に対する国民の翼賛機関たる議会の権能に制限を加えたことになるので、そこにも天皇と国民とが対立の地位に置かれた意味がこもつてゐるとも解せられる。しかしこういう意義での権力を天皇がもたれまた行使せられ、それによつて国民に臨まれる、ということは、後にいうように日本の昔からのならわしではない。もともと天皇について「権」ということをいうのが、ふさわしくないことである。権力をもつて国民に臨まれると考える

のはなおさらである。君主の権という概念には、君主と人民との対立抗争というヨーロッパの政治史上の事実に、少なくともその主なる由来があるのではないか。憲法というものの起源がそもそもそこにあるので、それはなんらかの形または程度で君主の権力を制限するところに主なる意味があつた。政治上の種々の機関に一定の限界を設けてそれそれの機能を定めるということも、またその由来は主としてここにあろう。

もつとも権という語を皇室もしくは天皇について用いることは、前々から我が国にもあつたので、例えばサンヨウ（山陽）の『日本外史』の巻首の論に王家（皇室）の権ということがいつてあり、大権という文字も見えている。政権という語が用いられていることは、いうまでもない。ヨーロッパの法制上の用語にこの語をあてはめたのも、そのためであろう。しかし一般的にいうと、その示すところは必ずしも同じではない。第一、我が国で権という場合には一定の機能という意義はもたないようであつて、それよりもむしろ権力を指しているらしい。もともとシナでの用語例がそうなのである。ところで、こういう意義で天皇の権といふことのいわれたのは、中古このかた武家が権力を握っていたのを我が国の国体の本質に背くものとし、そうして武家が権力を得ない前には皇室にその権力があつたと考えたからである。そこでその失われた権力を皇室は回復せられねばならぬということが主張せられ、その実現せられたのがいわゆる王政復古だといふことになった。ここで特に注意すべきはこの王政復古、即ち皇室が政治的権力を有たれるようになつたことは、皇室の企てによつたものではなく、時の天皇の御希望から出たことでもなく、思想的には民間の一部の知識人の間に醸し出された一種の勤王論に由來し、実行については主として下級武士の活動による、三の雄藩の力によつてできたものである、ということである。いわゆる公家のうちの二、三のものがそれに関与したけれども、それはもとより皇室の活動ではなく、また彼等みずからは実行力をもたないものであつ

た。王政復古、またはそれと同じ意義での王政維新、の行われた直接の動機としては、別に重要なものがあつたが、その思想的由来は上にいったようなどころにあつた。明治の憲法の統治権、またはその前文の統治の大権といふ語の淵源もここにあるので、それがヨーロッパの法制上の概念に結びつけられたのである。

けれども天皇が権力をもつて国民に臨まれたことは昔から無かつた。天皇はどこまでも日本国家の統治者であられたけれども、歴史的事実の明かに知られる時代になつてからは、実際に政治の局に当られたことは、一、二の例外を除けば全く無いといつてもよく、その時々の重臣または権家が政権を握りまたは行つていたので、それは武家に始まつたのではなく、遠い昔からのことであつた、ということ、従つて政治上の責任はおのずから権家に帰することになつて、その人その家はしばしば変つて來たけれども、皇室はその上に超然として永久に変らない統治者の地位にいられた、ということは、上にもいつたかずかずの論著で考えておいたことであるから、ここにはそれを繰り返さない。昔から権力をもつて国民に臨んだのはかかる権家であつたのである。だから国民は皇室と権力関係における対立の地位にあつたのではなく、従つてまた国民は、皇室に権力があるものとして、それに対して畏怖もしくは反抗の念を抱いた、というようなことはただの一度も無い。それと争おうとしたというようなことに至つてはなおさらである。のみならず、昔ならば地方に土地領民をもつていた伴造・国造というような貴族豪族のともがらにおいても、後ならば武士たる豪族や大名などにおいても、また同様である。皇室はもともと権力をもつて彼等に臨まれたことが無いからである。だから、トクガワ（徳川）氏のもつてゐる権力をそのトクガワ氏から奪つて皇室がもたれるようにしようと/or>した、エド（江戸）時代末期の復古主義や、その意義でのいわゆる勤王論は、遠い昔からの皇室の眞の地位とその本質とを知らなかつたからのことであり、そうしてそういう考の生じたのは、外交問題にからん

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

II

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

元号の問題

センダイ（仙台）の方々にこういうところでお目にかかるのは初めてであります。その初めてお目にかかる方々に対し一席のお話を致すことになりましたのは、私にとって誠に得がたい機会を与えられたものであります。それで何か興味のあるお話を致したいと思いましたが、よい考も浮びませんので、ただ今世間でいろいろに論ぜられています元号の問題について、私の考を申してみたいと思います。大正とか昭和とかいうような元号をやめて、いわゆる西暦、正しく申しますればキリスト降誕の年を起点とし今年を一九五〇年とする年の数えかた、を用いる方がよい、こういうことが、最近参議院の文教委員会の意見として、主張せられているように伝えられています。私はそのことをただ新聞の上で見たのみでありまして、文教委員会がどういう理由でそういう意見をたてたか、ということについて、詳しくは存じません。またそれについての世論というようなものも、よくは知りません。従つて私の申すことは、それらとは関係なく、ただこういう問題が起つたために、私がそれをどう考えるかということを、私の意見として申すのみのことであります。

一口に申しますれば、今こういう問題を持ち出す必要がどこにあるか、ということを私は疑つているので

あります。元号を用いることがなぜいけないのか、それからいわゆる西暦を公式に使わなければならぬということにどれだけの意味があるのか、それがよく判らないのであります。いいかえますと、そういうようなことをことさらにいい出す必要はないのではないか、今一般に行われている風習、即ち今年を昭和二十五年といい、それと共に、ばあいによつては一九五〇年といういいかたをして、少しも差支がないのではないか、というのが私の考であります。従つて、こういうことをとりあげてかれこれいうには及ばないと、私自身は思つております。ただ世間の問題となつてゐる以上、それについての私の考を一おう申してみると、何かの意味がないでもなかろう、こう思つてそのお話をすることにした次第であります。

この問題については三つの考え方があるように思われます。第一には、元号を用いることはよくないからそれをやめる、これが主なる考で、次にそれをやめる以上どうしたらよいかということになつて、それならばそれに代るものとして、いわゆる西暦を用いるがよい、こういう考え方があらうと思います。第二には、西暦を用いることがよいから元号をやめるべきである、という考え方だ、第三には、元号を用いることはよくない、また西暦を用いることはよい、こういう二つの考が結びついた考え方があらうと思います。このうちの第二の考え方には、西暦を用いることと元号を用いることは矛盾している、という考が潜んでいると思います。そうでなければ、西暦を用いることと元号を用いることとが並び行われていても、一向差支がないわけであります。しかし第一と第三とはそういう風な関聯はないようであります。これらの三つの考え方たの何れにしましても、それについて考えるには、元号というものの意義といわゆる西暦の性質とを明かにしてかかることが必要であろうと思ひます。

それでこれから申上げることは、第一に、元号といふものは一体どういう意義のものかということ、第二

に、元号を用いることがよくないというのはどういう理由からであるかということ、第三に、いわゆる西暦といふものはどういう性質のものであるかということ、第四に、西暦を用いなければならぬという理由はどこにあるかということ、これだけのことを一おう考えて見て、さて第五に、それならば私はこの問題をどう考えるかということを申上げたい。なお時間の余裕がありましたならば、どうして今こういう問題が起されたのであるか、こういう問題が起されたということを二つの社会現象として、どうしてこんな現象が起つたか、ということをお話して見たいと思うのであります。

さて第一は、元号といふものは一体どういふものか、どういうところに由来があるか、ということであります。年といふものは間断なく経つて行くのであります。どこかに起点を定めてその数えかたを決めておかなければ、実際上不便である。国民、民族、またはもつと広い世界が、共通の起点による共通の年の数え方をもつ必要があるのであります。それにはいろいろな定めかたがありますが、シナにおいては、帝王の即位の年を元年、即ち第一年とし、それを起点としてその帝王の在位の間の年を数えて行くことが古くからの風習でありました。これには、その帝王に属するものがこういう年の数え方をする、という意味に於いて、政治的な意義が含まれているわけであります。しかしこれとは違つて、宗教的な意義をもつた起点の定め方もいろいろあります。現在ではキリスト教民、マホメット教民、などの間に行われているのがそれであります。ところがシナでは漢代から、帝王の即位の年から或る年数を経て再び元年をたてる、という風習が生じました。帝王の在位の途中において元年をまたたてるのであります。在位の時期が長く続くと、そういうことがたびたび行われます。改元といふのはこのことであります。これはどういう意味かと申しますと、その時分のシナ人の思想では、宇宙の運行と人の生活とは相応するものであり年月の移るにつれて人事に変化が生ず

教育に関する勅語について

むかしからの日本国民がどういう氣分で皇室を戴いていたか、ということを一くちにいうと、教養ある国民は皇室をおのれ等に対立する存在としてでなく、おのれらの内部の存在であるが如く感じていたのである。一般国民にとつては、皇室はおのれらとは遙かに隔っている至高の地位にいられるけれども、精神的にはこういう感じがあつた。或は皇室の存在はおのれらみずからのおのれらと同様に思われていたといつてもよい。皇室がその起源の知られないほどに遠い過去からの存在であることが、その存在を自然のことのように、或は皇室は自然的の存在であるように、國民に思わせた、ということを曾ていつたことがあるが、それと共に、この意味においてもまた國民にとつては自然の存在なのである。このことは皇室とおのれらとはおのづからなる情味によつてつながれていると思われていたことを示すものであるので、皇室に対する道徳的責務というようなことが殆ど教えられなかつたといつてよいのも、そのためである。エド時代の学者が種々の人的關係における道義を説いても、皇室に対するそれをいうことは極めて稀であり、モトオリ ノリナガなどの国学者がそれを説いたのみであった。一般國民は皇室に対して直接の交渉が無かつたからであろうが、特にそういうことを教える必要が無かつたからでもあろう。ただ時に幕府の皇室に対する態度について

幾らかの批判を加えるものがあつたのみである。

しかし明治時代になると情勢が変つて來た。王政維新は世界に対して如何に日本を立ててゆくべきかが焦眉の問題となつたために行われたことであるので、當時の情勢において国民が国家の統一を欲する念と皇室を敬愛する情とが結びつけられたところにその精神がある。それと共に皇室が直接に国民の面前に立たれることになつたために、皇室が如何に国民に対せられるか、国民は如何に皇室に対するべきか、を明かにする必要が生じた。天皇には国民を安泰にする職責があるという皇室の伝統的精神、或は理念が、天皇の御名によつてしましば宣言せられたが、そうなると国民の皇室に対する道徳的責務もまたおのずから思慮に上つて來なくてはならぬ。忠君という語が皇室に対する国民の責務として頻繁に用いられるようになつたことは、こういう思想的由来があつたと推測せられる。これは忠君の観念の本来の意義とは全く違つたことであるが、明治の初年は、武士の君臣関係によつて成立していた政治上の封建制度が存在した時代であったのと、道徳を講ずるものは当時においても主として儒者もしくはその思想的系統に属するものであつて、儒教の道徳の教条に忠君ということがあるために、それがもともと国民の皇室に対する道徳的責務には適用すべからざることであるにかかわらず、それを適用したのとで、こういうことが行われたと考えられる。（忠君の語のこの適用はエド時代末期の儒者に既にその先駆がある。）臣と民とはその意義が違つているにもかかわらず臣民という熟語が作られたり、国家の官吏は宮廷から俸禄を受けるのではないから臣と称すべきものではないのにそう称したり、そういうようなことのあつたことから類推しても、上記の如き観念の混乱が當時にあつたのはむりではなかつたかも知れぬ。またこれは、これまで武士がそれぞの封建君主に対してもつていた感情がそのまま皇室に対する念におのずから移入せられたのである。なお道徳的責務は特定の

関係のある個人と個人との間のこととせられ、時に漠然たる「世間」がその対象とせられるばあいはあっても、部分としてまたは構成要素としての個人が、全体としてまたは組織せられた集団としての国家もしくは社会に対する、道徳的責務のあることが十分に体験せられなかつた時代のこととしては、国家に対する責務が皇室に対することとして意識せられまたは表現せられたのも、また甚しきむりではなかつたと考えられる。教育に関する勅語の形をとつて発布せられた当時の政府者の思想にも、またそれが現われている。

この勅語は儒教思想が多く含まれている。何よりもまず、国民の道徳の規準を勅語によつて教え示すといふのが、帝王は民を教うべきものであるとする儒教思想から来ていることが、考えられる。次にいうように勅語の内容となつてゐる道徳の規準が主として儒教の道徳説によつてゐるのを見ても、このことは明かであろう。国民の道徳思想は、国民の現実の生活とその生活をさらに進展させてゆこうとする国民みずからの欲求とから、形づくられるものであり、そうしてその生活もその欲求も歴史的に変化するものであるが、こういう形でそれが定められたのは、当時において知識人の間に儒教思想がなお勢力をもつていたためであろう。次には、勅語の内容としての道徳の規準を「皇祖皇宗の遺訓」としてあるのが、やはり人の道を先王の教えたものとする儒教思想によつて書かれていることに、きがつく。こういうような遺訓があつたというのには、歴史的事実ではないからである。教をたてたという儒教の先王は王朝の祖先のことではないが、我が国では皇室が万世一系であるために、それが「皇祖皇宗」とせられたのであろう。のみならず、エド時代の儒者には、皇祖が、儒教でいう先王すなわち古の聖天子とせられている堯舜など、と同じ徳を真えていたられたごとく、考へも説きもしたもののあつたことが、これについて考へあわされよう。この遺訓の思想が直接にはミトのアイザワ・ヤスシ（会沢安）の新論に由來のることも、またそれを示すものである。なお勅語の

文体がいわゆる漢文書き下し風であるのみならず、そのほとんどすべてが対偶の句によつて成りたつてゐる点においても、古典的シナ文、すなわちいわゆる漢文の通例である修辞法が用いてあることを知らねばならぬ。勅語の内容がこの修辞法によつて制約せられてゐる形迹さえ見える。勅語の発せられてまもないころには、それをそのまま漢文の形にして書き写すことが行われたほどである。「一旦緩急アレバ」の語が国語の語法に背いているということをいわれていたが、憲法発布の時の勅語にも国語としては語脈のとおらぬところがあるので、これは起草者が、国語学の知識に乏しい、いわゆる漢学者の系統に属するものであつたからのことであろう。

しかしこれは文体や用語のみのことではない。ただこうしたことから見ても、その思想の内容に儒教から來ているものの多いことが考えられるので、はじめのほうに忠と孝とを並べていつてあるところに、すでにそれが認められる。もつともこのばかりの「忠」は、それが皇室に關し國体に關して説いてあるのを見ると、皇室に対する臣民の特殊の道徳觀念を示すものであることが知られるから、上にいつたように原義とは違つた概念を表現するものとしてこの語の用いられていることが、それによつてわかる。詳しくいうと、臣民は皇室に対しても忠という道徳的責務を帶びてい、という考がそこに潜んでゐるので、この意味で、皇室と国民とは対立の地位にある個人と個人との關係として、見られてゐる。次に道徳の規準として父母兄弟夫婦朋友に関するそれを列べていつてあるところは、孟子の五倫の目にもとづいたものにちがいないが、ただそこには君臣が挙げてない。句を対偶にするためのことかとも思われるが、それを挙げようとするならばこういう修辞の技巧はどのようにもできるものであり、孝をいうに対して忠をいつてもよいから、そうとは解しかねる。或は兄弟夫婦朋友については、それその間の相互の道を説きながら、親子の間がらについて